

写

23消安第6303号
平成24年3月16日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアルの一部改正について

今般、ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアル（平成15年1月21日付け14生畜第5419号農林水産省生産局畜産部長通知）を別紙のとおり改正したので、お知らせします。

本改正は、本年2月28日に開催された「平成23年度ウエストナイルウイルス感染症防疫技術検討会」における検討結果を踏まえ、

- ① これまで平時に家畜保健衛生所において実施されていた蚊及び野鳥を対象とするサーベイランスを取りやめる
- ② 国内で実施されている本病に係る調査・研究等で陽性となった場合に、死亡野鳥の検査や異常馬の有無を確認するために設定する「本ウイルス確認地域」及び「本ウイルス感染確認地域」等の範囲を半径20kmから半径10kmに変更する
- ③ 発生状況等により、感染が広がっていると考えられる場合には、②の地域を半径10kmの範囲を超えて拡大できる
- ④ 一定の範囲で死亡野鳥の増加等の異常があり、本病が疑われる場合には、必要に応じて、当該死亡野鳥についての検査を実施する等の改正を行うものです。

貴職におかれましては、本マニュアルに基づき、引き続き、本病の防疫措置に遺漏のないようお願いいたします。